

WEB

とっきよ

平成23年7月号 No.27

編集 特許庁総務課

平成23年6月27日発行

「とっきよ」は特許行政の動向に関して、ご理解と意思の疎通を図る目的で発行されるものです。



目次

特許法等の一部を改正する法律について 工業所有権制度改正審議室	1
スウェーデン及びメキシコとの 特許審査ハイウェイ試行開始について 国際課	10
国家知識産権局長・国家工商行政管理総局副局長との 長官級会合等の開催について 国際課	12
商標三極フォローアップ会合及び 第133回 I N T A 年次総会について 国際課・商標課	15
平成22年度知的財産活動調査について 企画調査課	17
平成23年度電子出願説明会開催のお知らせ . . 独立行政法人 工業所有権情報・ 研修館 情報提供部	20
特許庁ニュース：平成23年度 知的財産権制度説明会（初心者向け）開催のお知らせ 総務課	22
産業財産権イベントカレンダー	23

特許法等の一部を改正する法律について

工業所有権制度改正審議室

1. はじめに

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中、我が国企業の競争力を持続させていくためには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが急務となっています。

こうした中、技術の高度化や複雑化に伴い、社外の技術も活用して研究開発や製品化を行うオープン・イノベーションが進展しており、これが要因となってライセンス契約の重要性が増し、共同研究・共同開発が一般化するなど、知的財産制度をめぐる状況も変化しています。

また、中小企業等におけるイノベーションを促進するために知的財産制度の利便性を向上させることや、技術革新のスピードに対応して迅速・的確に紛争を解決することも一層重要になっています。

こうした事情に鑑み、知的財産の適切な保護・活用を実現するための制度を整備し、もってイノベーションを通じた我が国経済の成長を実現することを目的として、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（国際出願法）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（TLO法）、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）、産業技術力強化法（産技法）、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（中小ものづくり高度化法）について所要の改正を行うこととしました。

2. 法改正の経緯

技術の高度化・複雑化や経済のグローバル化の深化を背景として、オープン・イノベーションの進展による知的財産の活用の重要性の高まり、イノベーション創出における中小企業や大学の役割の増大、世界的な特許出願の急増など、近年の知的財産を取り巻く国内外の環境は大きく変化しています。

こうした環境変化を踏まえ、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会においては、イノベーションを通じた我が国の成長・競争力強化に貢献するという観点から、特許制度に関する法制的な課題について検討が行われ、2011年2月に報告書が取りまとめられました。

また、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会及び産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会においても、特許制度小委員会の審議を踏まえた検討等が行われ、2011年2月には、産業構造審議会知的財産政策部会に同報告書を含めた各小委員会

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/toushintou/pdf/tokkyo_housei_kadai/01.pdf

の検討結果が報告され、了承されました。

「特許法等の一部を改正する法律案」は、上述の報告書等を踏まえて立案され、2011年3月11日に閣議決定された後、2011年4月1日に第177回通常国会に提出されました。

同法案は、4月12日の参議院経済産業委員会における提案理由説明、4月14日の質疑及び採決を経て、4月15日の本会議において可決され、また、5月25日の衆議院経済産業委員会における提案理由説明、5月27日の質疑及び採決を経て、5月31日の本会議において可決・成立しました。

3. 法改正の概要

①通常実施権等の対抗制度の見直し（特許法第34条の5及び第99条、実用新案法第4条の2及び第19条第3項並びに意匠法第5条の2及び第28条第3項）

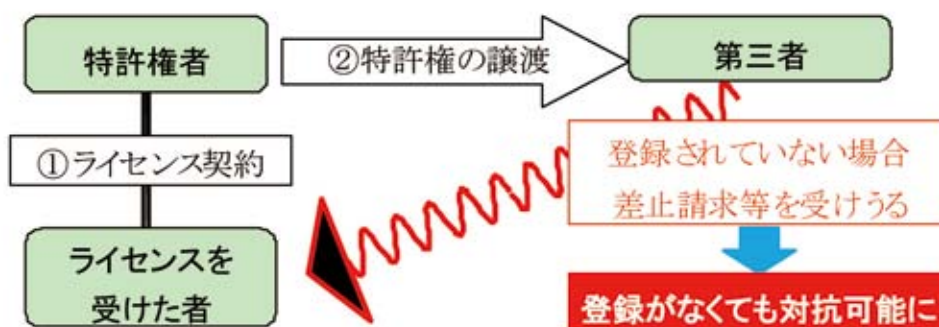
現行制度では、特許庁に登録されていない通常実施権を第三者に対抗することはできません（特許法第99条第1項）。そのため、登録を備えていない通常実施権者は、特許権の譲受人等の第三者から差止請求や損害賠償請求を受けるおそれがあります。しかしながら、通常実施権の登録制度は、ア) 実務では、1つの製品開発等に当たり、複数のライセンス契約に基づき多数の通常実施権が許諾されていることも多く、その全てを登録するには膨大な手間とコストがかかる、イ) 登録は共同申請主義であるが、特許権者が登録に協力する義務はなく、特許権者の協力が得られない場合がある等の理由から、通常実施権の登録は困難との指摘があり、現状ではほとんど利用されていません。

一方、近年、イノベーションのオープン化、技術の高度化・複雑化が進んでいることにより、自社の技術のみによって1つの製品を開発・製造することは、現実的ではなくなってきました。そのため、企業の事業活動の安定性、継続性を確保する上で、通常実施権を保護する重要性が高まっています。

そこで、通常実施権を適切に保護し、企業活動の安定性、継続性を確保するため、通常実施権を登録なくして第三者に対抗できるとする制度（当然対抗制度）を導入することとしました。併せて、特許出願中のライセンスである仮通常実施権についても同様の制度を導入することとしました。

また、実用新案法及び意匠法においても同様の制度を整備することとしました。

【当然対抗制度の導入】



②冒認出願等に係る救済措置の整備（特許法第74条、第123条第1項第2号及び第6号、実用新案法第17条の2、第37条第1項第2号及び第5号並びに意匠法第26条の2、第48条第1項第1号及び第3号等）

近年、複数の企業や大学等が共同して技術開発や製品開発をすることが一般化しているため、冒認又は共同出願違反（以下「冒認等」という）が生じやすい状況にあり、現に、企業・大学において訴訟に至るケースも存在します。

しかし、現行制度では、冒認等の出願をされた真の権利者は冒認等に係る特許を無効審判により無効にすることはできますが、上記特許に係る特許権を取り戻すための制度はなく、真の権利者の救済が十分ではありません。

これに対し、ドイツ、英国、フランス等では、真の権利者が冒認等に係る特許権を取り戻すことを可能にする制度が導入されており、産業界等からはそのような制度の導入のニーズがあります。

そこで、冒認等の出願について特許された場合には、真の権利者は、特許を受ける権利を有することに基づいて、冒認者等に対し、上記特許に係る特許権の移転を請求できることとしました。

また、特許権が真の権利者に移転した場合には、真の権利者による権利行使が冒認等を理由として妨げられることが無くなるようにするため、移転後においては冒認等の無効理由に該当しなくなるように手当てすることとしました。

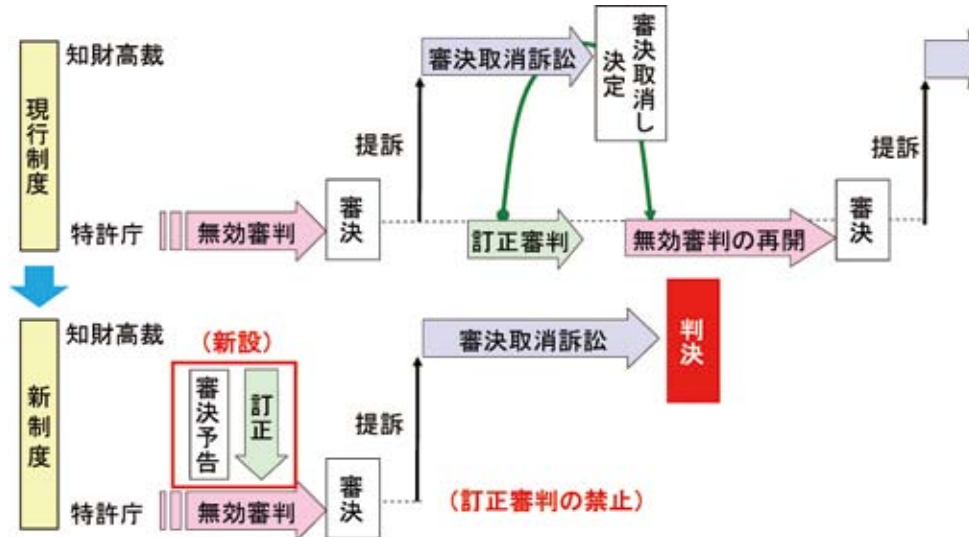
これらの点については、実用新案法及び意匠法においても同様とすることとしました。

③審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止（特許法第126条第2項、第134条の3、第156条、第164条の2、第181条及び第195条第2項別表）

現行制度では、特許無効審判の審決取消訴訟の提起後に、争われている権利の客体を変更する訂正審判を請求することができ、この場合に裁判所は実体的な判断をせず、事件を特許庁に差し戻すことができるとされています。このように、実体的な判断を経ずに裁判所と特許庁との間で事件が往復すること（「キャッチボール現象」）は非効率であり、特許無効審判の審決の確定が遅れるために紛争の早期解決を阻害するとともに、事件の当事者に実体判断がされない訴訟に係る手続上及び金銭上の負担を負わせるという問題が生じています。

そこで、キャッチボール現象を発生させないために、審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止することとしました。一方で、審決取消訴訟提起後の訂正審判は、特許権者にとっては審判合議体による特許の有効性及び訂正の許否に関する判断を踏まえた上で訂正ができるという利点があることから、この利点を維持するために、事件が審決をするのに熟した時点で審判合議体による判断を開示する手続（審決の予告）を無効審判中に創設し、これに応答して訂正を行う機会を設けることとしました。

【訂正審判の請求の禁止】



④再審の訴え等における主張の制限（特許法第104条の3及び第104条の4、実用新案法第30条、意匠法第41条並びに商標法第13条の2第5項、第38条の2、第39条及び第68条第3項）

特許権侵害訴訟や補償金請求訴訟の判決が確定した後に、特許無効審判や訂正審判において特許権侵害訴訟等の判決が基礎とした内容と異なる内容の審決が確定すれば、「判決の基礎となった行政処分が後の行政処分により変更された」（民事訴訟法第338条第1項第8号）として確定判決が再審により取り消される可能性があります。しかし、特許権侵害訴訟等の当事者は、特許法第104条の3に基づき、訴訟において特許の有効性及びその範囲について互いに攻撃防御を尽くす機会と権能が与えられているにもかかわらず、このような事態が生じることは、紛争の蒸し返しであり、特許権侵害訴訟等の紛争解決機能や、企業経営の安定性の観点から問題があるとの指摘がなされています。

そこで、特許権侵害訴訟等の当事者であった者は、この特許権侵害訴訟等の判決確定後に、特許を無効にすべき旨の審決等が確定したことを、再審において主張できない旨を定めることにより、再審を制限することとしました。

また、特許法第104条の3導入の契機となった最高裁判例の趣旨に鑑み、特許権侵害訴訟等において延長登録の有効性についても攻撃防御を尽くせることとし、併せて、延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合も、無効審決が確定した場合と同様に、再審を制限することとしました。

さらに、再審制限を実効性のある制度にするため、侵害訴訟に付随する仮処分命令及び仮差押命令の結論も覆ることのないようにする必要があります。そこで、仮処分命令及び仮差押命令の債権者（特許権者）に対する損害賠償や不当利得返還を請求する訴訟においても、特許権侵害訴訟等の当事者であった者は、特許を無効にすべき旨の審決が確定したこと等を主張することができないこととしました。

また、実用新案法及び意匠法においても同様の措置を講じることとし、商標法においては、無効審決及び取消決定が確定した場合につき、再審を制限することとしました。

⑤審決の確定の範囲等に係る規定の整備

a. 審決の確定範囲の明確化（特許法第 167 条の 2、第 180 条、第 181 条及び第 182 条、実用新案法第 41 条及び第 47 条第 2 項並びに商標法第 43 条の 14、第 55 条の 3、第 60 条の 2 及び第 63 条第 2 項）

特許法では、請求項ごとに請求をすることができる審判の審決の確定については、審判事件ごとに確定するのか、請求項ごとに確定するのかについての明文の規定がありません。

そこで、近時の裁判例を踏まえ、請求項ごとに審判の請求がされた場合における審決の確定の範囲を明確化することとしました。また、審決を請求項ごとに確定するために必要となる書類が、裁判所から特許庁に送付されるようにすることとしました。

また、実用新案法においては、特許法の規定を準用することとし、商標法においては、登録の異議申立てについての決定及び無効審判の審決が、指定商品又は指定役務ごとに確定することを明確化することとしました。

b. 訂正審判及び訂正の請求の請求単位の見直し（特許法第 126 条、第 131 条第 3 項、第 131 条の 2、第 134 条の 2、第 155 条、第 178 条及び第 195 条の 4）

特許無効審判における訂正の請求は、請求項ごとに個別にその許否を判断すべき旨の最高裁の判例を踏まえ、特許無効審判における訂正の請求及び訂正審判の請求を、請求項ごとにすることができる旨を明確化することとしました。

また、訂正審判及び訂正の請求の請求書について、請求の方式に違反した場合の請求書を却下する決定に対する不服申立手続を、訂正の請求と訂正審判との間で揃えることにより、両制度の一貫性を図ることとしました。

⑥無効審判の確定審決の第三者効の廃止（特許法第 167 条、実用新案法第 41 条、意匠法第 52 条及び商標法第 56 条第 1 項）

特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決の登録があると、何人も同一の事実及び同一の証拠に基づく審判の請求をすることができないとされています。しかし、同一の事実及び同一の証拠に基づく審判請求であっても、審判請求人が異なれば、その主張立証の巧拙によって結論が変わり得る可能性が否定しきれないことから、上記審判において主張する機会がなかった第三者にまで審決の効力を及ぼすことは妥当ではありません。

そこで、特許無効審判等の審決の効力のうち、第三者に対する効力について、これを廃止することとしました。

また、実用新案法、意匠法及び商標法においても同様の措置を講じることとしました。

⑦料金の見直し

a. 中小企業等減免制度の見直し（特許法第 109 条及び 195 条の 2、TLO 法第 13 条、産活法第 56 条、産技法第 17 及び 18 条並びに中小ものづくり高度化法第 9 条）

ア) 特許料減免期間の延長

現行の特許法等における特許料減免期間は、特許登録後 1-3 年（一部の法律において 1-6 年）とされていますが、同じ期間の正規料金は、特許登録時の請求項数が 6 という平均的な場合で、10,500 円であり、減免を受けられたとしても 3 年分で 5,250 円の減額にとどまっており、十分な効果が上がっていません。減免制度を効果的にするため、特許法等における特許料の減免期間を現状から延長して 1-10 年目とすることとしました。

イ) 職務発明要件、予約承継要件の廃止

近年、大学や他企業との共同研究・開発、他者による発明の活用等の関心が世界的に高まっており、経営資源に乏しい中小企業や大学等研究機関は、外部主体が有する技術や知識を有効に活用していますが、現在の減免制度においては、他者から発明を譲渡された者は減免対象としていません。研究開発体制の実態を踏まえた適切な権利保護を図るため、職務発明要件、予約承継要件を廃止し、他者から発明を譲渡された者を含め減免対象とすることとしました。

ウ) 資力要件の緩和による減免対象者の拡充

現行の特許法では資力に乏しいとして赤字（法人税が課されていない）の中小企業（資本金 3 億円以下）の特許出願を支援するため減免制度を設けていますが、現行特許法の減免制度は十分に利用されているとはいえません。（2008 年の減免利用実績は全審査請求件数の 0.38%）減免制度の利用を促進するため、資力要件を緩和し、減免対象者を拡充することとしました。

【特許料の減免制度の拡充】

対象者	減免期間
資力に乏しい個人・法人	対象拡大
研究開発型中小企業	1年 - 3年目 → 1-10年目
大学・独法等	

b. 意匠登録料の見直し（意匠法第42条）

近年、我が国企業においてロングライフデザインが重視されていますが、累積的に増加する我が国の意匠登録料の後年度負担は、諸外国の料金体系と比較しても重く、新たな意匠創作の保護への投資等を抑制せざるを得ない状況を招来しています。そこで、11年目から20年目までの意匠登録料について、各年16,900円（4年目から10年目までと同額）に減額することとしました。

【意匠登録料の引下げ】

登録料	1-3年目	毎年 8,500円
	4-10年目	毎年16,900円
	11-20年目	毎年33,800円 → 16,900円

c. 国際出願に係る手数料等の見直し（国際出願法第8条第4項、第12条第3項及び第18条第2項）

経済のグローバル化が進む中、国際出願を通して海外での特許権を取得し、これを活かした各国・地域でのビジネスが今後益々重要となってきます。そうした状況の下、我が国出願人の国際競争力を確保する上で国際出願の支援も重要な役割を果たします。そこで、国際出願支援という政策的観点から国際出願の手数料を引き下げることにしました。

⑧発明の新規性喪失の例外規定の見直し等

a. 発明の新規性喪失の例外規定の見直し（特許法第30条第2項、実用新案法第11条第1項及び意匠法第4条第2項）

特許法は、第30条に発明の新規性喪失の例外規定を設け、出願前に公開された発明であっても、一定の要件を満たす場合には、例外的に新規性を喪失しなかったものとして扱うこととしています。

しかし、現行の規定は、その適用対象を、試験の実施、刊行物への発表、電気通信回線を通じての発表、特許庁長官が指定する学会での文書発表、特許庁長官が指定する博覧会など特定の博覧会への出品等によって公知となった発明に限定しているため、発明の公表態様の多様化に十分に対応できなくなっており、例えばインターネットを通じて動画配信された発明は適用対象となる一方で、テレビで発表された発明は適用対象とならないといった不均衡や、研究開発資金調達のための投資家への説明のように、産業の発展に寄与するという法の趣旨に照らせば本来適用対象とされるべき公表態様によって公知となった発明が適用対象とならないといった限界が生じています。

そこで、本来であれば適用対象とされるべきと考えられる公表態様によって公知となった発明を網羅的に対象とすることが可能となるように、発明の新規性喪失の例外規定の適用対象を、限定列挙方式から「特許を受ける権利を有する者の行為に起因して」公知と

なった発明にまで拡大することとしました。

ただし、内外国特許庁への出願行為によって特許公報等に掲載され公知となった発明等については、制度趣旨に照らして適用対象とする必要はないと考えられること、及びこれを適用対象とすると、制度の悪用を招くおそれがあることから、適用対象とならないことを、現在明文化されていない意匠法を含め条文上明確化することとしました。

また、実用新案法においても特許法と同様の措置を講じることとしました。

b. 商標法における博覧会指定の廃止（商標法第4条第1項第9号及び第9条第1項）

商標法においては、特許庁長官が個別に指定した博覧会について、この博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標を不登録事由とする規定（第4条第1項第9号）や、上記博覧会に出品した商品等の商標の出願時をその博覧会への出品時に遡らせる規定（第9条第1項）があります。しかし、現行制度のもとでは、必ずしもこれらが適切に利用されている状況とはいえ、博覧会の賞及び出品者の保護という観点からは不十分です。そこで、特許庁長官による個別の博覧会指定を廃止し、特許庁長官の定める基準に適合する博覧会を保護の対象とすることとしました。

⑨出願人・特許権者の救済手続の見直し（特許法第36条の2、第112条の2及び第184条の4、実用新案法第33条の2及び第48条の4、意匠法第44条の2並びに商標法第21条、第65条の3及び附則第3条）

現行の手続期間徒過についての救済は、対象となる手続が極めて限られており、またその要件が非常に厳格であって、実質的な救済が図られていないとの指摘があります。国際的には、ユーザーフレンドリーな手続の導入及び手続調和を目的とした特許法条約が発効し、欧米の特許制度は、同条約に準拠する形で手続面での制度調和が進められているのに対し、我が国は、国際的な制度調和の観点から欧米に比べて後れをとっています。

そこで、手続期間徒過についての救済をより実効的なものとするため、特許法条約との整合に向けた改正を行うこととしました。具体的には、外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出（特許法第36条の2及び第184条の4）について、期間徒過に「正当な理由」があったときは、期間経過後1年以内であって理由が無くなってから2月以内であれば、救済手続による翻訳文の提出を認めることとしました。また、特許料及び割増特許料の追納（特許法第112条の2）について、救済を認める要件を従来の「その責めに帰することができない理由」から「正当な理由」に緩和するとともに、救済手続が可能な期間を上記翻訳文提出の救済手続と揃える形で拡大することとしました。

また、実用新案法及び意匠法においても同様の措置を講ずるとともに、商標法における更新登録申請期間等を徒過した場合にも、同様に救済手続による申請等を認めることとしました。

⑩商標権消滅後一年間の登録排除規定の廃止（商標法第4条第1項第13号）

近年、急激な技術革新、市場ニーズの多様化等により、製品が市場に投入された後、成長、成熟、衰退までの製品ライフサイクルの期間が短くなる傾向にあることから、商標においても、早期の権利取得へのニーズが高まっています。

現行商標法第4条第1項第13号の規定は、商標権が消滅した後、何人かが使用していた登録商標は、他人がその商標の使用をすれば商品又は役務の出所の混同を招く場合があることから、商標権消滅後1年間は他人の商標登録出願を一律に排除していますが、審査期間が短縮化しつつあることを踏まえれば、上述規定による権利化の遅延という弊害が顕著化してきており、結果として、早期の権利取得という出願人からのニーズに応えられない制度となっています。

こうした状況に対応するため、商標権消滅後1年間は他人の商標登録出願を一律に排除している第4条第1項第13号の規定を廃止することとしました。また、従来同号が担っている権利消滅後の取引者及び需要者の誤認混同の防止については、混同防止を目的とする他の拒絶理由、具体的には商標法第4条第1項第15号等の運用によることとしました。

⑪施行期日（附則第1条関係）

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしました。

スウェーデン及びメキシコとの 特許審査ハイウェイ試行開始について

国際課

I. はじめに

企業等のグローバルな活動の拡大に伴って、複数の国で特許権を取得するニーズが高まり、同一内容の発明が世界各国の特許庁に出願されています。そして、このように世界的に特許出願件数が急増する中、審査待ち期間も長期化しており、各国特許庁でそれぞれ行われる同一内容の発明の審査のような相互に重複する業務をできる限り低減する必要性が高まっています。このため、我が国は、一方の国で特許可能と判断された出願について、他方の国でその審査結果を参照しながら、早期審査を行う枠組である「特許審査ハイウェイ (PPH)」を各国とともに進めているところです。

PPHにより、出願人の海外における特許権取得の早期化が促進されます。また、相手国特許庁の先行技術調査や審査結果を利用することで、自国特許庁の負担の軽減と特許の質の向上が図られます。

この度、日本国特許庁は、スウェーデン特許登録庁及びメキシコ産業財産庁と、PPHの試行を開始することに合意しましたので概要をお知らせします。

II. 日スウェーデン間の試行プログラムについて

日本国特許庁は、スウェーデン特許登録庁との間で、2011年6月1日からPPHの試行を開始することに合意しました。

なお、このたび両庁間で試行を合意した本PPHは、PCT出願に関するものであり、日本国特許庁又はスウェーデン特許登録庁が、国際調査機関又は国際予備審査機関として特許性を有するとの見解を示した場合、それぞれの相手国で早期に審査を受けることができるPCT-PPHです。試行期間は2年間の予定です。

III. 日メキシコ間の試行プログラムについて

2011年6月2日、特許庁において、岩井特許庁長官とロケ・メキシコ産業財産庁 (IMPI) 長官は、PPH試行実施に関する共同意図署名文書への署名を行い、2011年7月1日より、両庁間でPPHの試行を開始することに合意しました。本PPHは、日本国特許庁又はメキシコ産業財産庁で特許可能と判断された出願を対象とする通常のPPH、及び、日本国特許庁が、国際調査機関・国際予備審査機関として、特許性を有するとの見解を示したPCT出願を対象とするPCT-PPHを含みます。

署名式に先立って両長官による会談が行われました。会談において両長官は、PPHをはじめとした両庁間の協力、APECにおける知的財産権分野の活動、更には特許制度調和などについて、多面的な議論を行いました。

また、署名式の翌日には南特許技監とロケ長官との間で会談が行われ、両庁の審査協力についての検討や、IMPI の中南米諸国等との協力関係等について意見交換が行われました。



岩井特許庁長官とロケ・メキシコ産業財産庁長官の署名後の様子

IV. 「特許審査ハイウェイ」の世界的な拡大に向けて

2006年、我が国は米国と世界で初めて PPH を開始して以降、既に世界 13 か国と PPH を締結し、順次取組を開始しています。今回スウェーデン及びメキシコと締結したことにより、我が国が PPH を締結した国・機関は 15 となりました。今後も我が国は、企業が海外において安定的な権利を迅速に取得することを支援すべく、更なる PPH のネットワーク拡大を目指し、各国と交渉を行ってまいります。また、各国における PPH 申請の要件及び手続の共通化等を通じて、制度の利便性向上につとめてまいります。

(リンク)

特許審査ハイウェイについて

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

国家知識産権局長・国家工商行政管理総局 副局長との長官級会合等の開催について

国際課

I. はじめに

本年（2011年）5月3、4日の両日、岩井特許庁長官が中国・北京を訪問し、国家知識産権局（以下、「SIPO」）田力普局長及び国家工商行政管理総局（以下、「SAIC」）付双建副局長との会合を持ちました。

我が国特許庁（以下、「JPO」）とSIPOとは、両特許庁間の協力事項に関する議論や、両特許庁の重要施策についての情報交換等を行う会合を重ねておりますが、今回の会合では、審査の質の向上、特許審査ハイウェイ（PPH）、五大特許庁長官東京会合での特許制度調和の議論開始、実用新案制度に関する意見交換について議論しました。

また、約2年ぶりとなるSAICとの会合では、商標分野における今後の日中協力や東北地方太平洋沖地震に対する救済措置について意見交換を行いました。

II. 会合の概要

1. 国家知識産権局（SIPO）局長との会合

開催日・場所： 2011年5月4日（木） 中国・北京（国家知識産権局）

出席者： JPO 岩井良行長官、SIPO 田力普局長、他



（国家知識産権局との会合にて 写真左から2番目はJPO 岩井長官、右から2番目はSIPO 田局長）

(1) 審査の質の向上

中国における特許出願件数が急増する中、大量の出願に対しても、質の高い審査を行うことが両庁の共通の関心事項として、今後、日中間及び世界各国間の協力を強化することについて合意しました。

(2) 特許審査ハイウェイ (PPH)

両庁長官は、PPHの有効性と重要性について認識し、日中両国において、一定数の案件を用いた検証作業（プレパイロット）に着手することを確認しました。また、ユーザーのPPHに対する関心の高さを踏まえ、プレパイロットの開始を対外的に公表することについても合意しました（5月11日特許庁ホームページにて公表）。

(3) 五大特許庁長官東京会合での特許制度調和の議論開始

企業活動がグローバル化する中、各企業の世界での特許取得を容易なものとするため、特許制度の調和が重要であるとの認識で一致しました。SIPOはJPOの要請を受け、五大特許庁長官（IP5）東京会合（6月23、24日を予定）の下で、特許制度調和の議論を開始することについて合意しました。

(4) 実用新案制度に関する意見交換

中国で急増する実用新案出願の権利行使の在り方について、我が国産業界の関心が高まる中、互いの実用新案制度に対する理解を深めるため、今後、実用新案制度に関する意見交換を実施することに合意しました。



(国家知識産権局との会合出席者)

2. 国家工商行政管理総局 (SAIC) 副局長との会合

開催日・場所： 2011年5月3日（水） 中国・北京（国家工商行政管理総局）

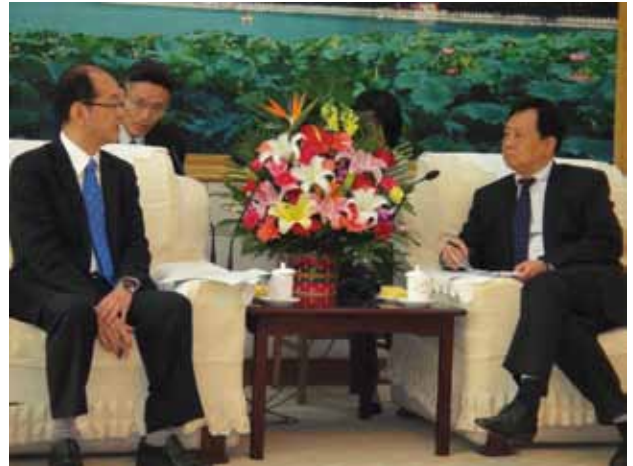
出席者： JPO 岩井良行長官、SAIC 付双建副局長、他

(1) 商標分野における今後の日中協力について

中国における冒認商標問題について、JPOより、SAICの近年の取り組みについて一定の評価をし、その上で、一層の配慮を要請しました。また、今後、両国の協力を深化させることで合意しました。

(2) 東北地方太平洋沖地震に対する救済措置について

SAIC より、中国商標法には救済措置に関する特別の規定がないものの、民法通則の不可抗力により救済可能であるが、そのためには被害証明の提出が必要との説明がありました。また、SAIC より、地震の被害を受けた地域について情報提供をしてほしい旨の依頼があり、JPO は、救済措置に必要な情報の提供に同意しました。



(国家工商行政管理総局との会合にて 左より JPO 岩井長官、SAIC 付副局長)

III. おわりに

今回の会合では、特許審査ハイウェイ (PPH) のプレパイロットの着手の確認、五大特許庁長官東京会合での特許制度調和の議論開始についての合意、商標分野における今後の日中協力への合意など、幅広いテーマについて建設的な意見交換を行うことができ、大変実り多き会合となりました。また、東北地方太平洋沖地震に対する救済措置を発表頂いている SIPO に加え、SAIC から救済可能である旨の説明がありました。今後も SIPO 及び SAIC を始めとする中国の当局とは積極的に会合を行い、両国の知的財産制度の発展に繋げていきたいと考えています。

商標三極フォローアップ会合及び第133回 INTA年次総会について

国際課 商標課

1. はじめに

今年の国際商標協会（INTA: International Trademark Association）年次総会は、サンフランシスコにおいて5月14日～18日の日程で開催されました。INTAとは、公正且つ効果的な国内・国際商取引を促進するため、商標を中心とした知的財産権の支援・振興に尽力している、190カ国、5,700人以上の会員を有する非営利団体です。この年次総会時には世界各国の企業・法律事務所・政府機関などから商標関係者が集結し、会場の外においても活発なビジネス活動が行われます。例年、INTA年次総会の機を捉えて、商標三極フォローアップ会合が開催されています。以下に、商標三極フォローアップ会合とINTA年次総会についてそれぞれ報告をさせていただきます。

2. 商標三極フォローアップ会合

日本特許庁（JPO）からは橋本審査業務部長、米国特許商標庁（USPTO）からはコーン商標担当コミッショナー、欧州共同体商標意匠庁（OHIM）からはカンピーノ長官が出席しました。

（1）商標三極会合の拡大について

これまでオブザーバーとして招聘してきた中国国家工商行政管理総局（SAIC）と、商標三極への正式メンバー化を強く要請していた韓国特許庁（KIPO）を、次回会合から正式メンバーとして招請すべく調整していくことが合意されました。なお、引き続き三極のみで議論すべき事項については、別途会合を設けて話し合うこととなりました。

（2）中国における合同セミナーについて

昨年に引き続き開催予定の、中国における悪意の商標出願をテーマとした、JPO、USPTO、OHIM及びSAICによる合同セミナーについて議論を行いました。今後三極がこのテーマにおける中国への協力にどのように取り組んでいくのかについて議論し、最終的には共同提案として書面を作成し、中国側に提出することが合意されました。

（3）各種プロジェクトについて

OHIMが主導する「TMビュー」¹へのJPO及びUSPTOの参加可能性などIT分野における協力プロジェクトについて、引き続き専門家レベルで検討することが確認されました。また、「三極IDプロジェクト」²については、三極以外の参加国からのエントリーを増やしていくべきという考えが確認されました。さらに、「三極共通統計」については、

1. 共通の検索エンジンにより、各庁の商標データベースにアクセスし、情報を提供する検索ツール
2. 商標出願における指定商品・役務の表示として、日米欧の三極間において相互に認めることができる商品・役務名をリスト化したもの。2009年度から本リストへの参加を第三国に対して働きかけてきた。

JPO 及び OHIM より統計指標の定義をより詳細に定めるためのコメントを提出し、次回会合に向けて担当者レベルで検討を進めることが合意されました。

(4) 次回会合について

第10回商標三極会合は、米国において、2011年12月5日～7日の日程で開催することとなり、議題についても一定の合意を得ました。昨年、初の試みとして実施したユーザーセッションが盛況であったため、次回会合では当該セッションの時間を拡大して実施することが合意されました。

3. 第133回INTA年次総会

今回の年次総会には、昨年より1,500名程度多い8,500名以上の商標関係者が140ヶ国より参加しました。会場は展示ホールとセッションが行われる会議室とに分かれています。展示ホールでは、WIPOのブースをはじめ、いくつかのブースを往訪し、関係者と意見・情報交換を行いました。JPOも昨年、一昨年はブースを出展し、多くのユーザーからの質問に答える等、大変盛況でした。今年はJPOブースを出展することができませんでしたが、「相談したいことがあったのでJPOがブースを出展していなくて残念だ」という声が多く聞かれました。

また、INTA年次総会会場で参加者に広く配布される、「INTA Daily News」(5月17日発行)一面に、「JPO Thanks IP community」と題して、橋本審査業務部長のインタビュー記事を掲載し、JPOの現状と震災に関連した我が国出願人の手続き救済対応に関する他庁への感謝を伝えました。

http://www.inta.org/AnnualMeeting/Documents/INTA_Daily_Tuesday_05-17-2011.pdf



展示会場



ミーティングスペース

平成22年度知的財産活動調査について

企画調査課

平成 22 年度知的財産活動調査の結果

1. はじめに

特許庁では、我が国の知的財産政策を企画立案するにあたっての基礎資料を整備するため、我が国の企業、法人、個人及び大学等公的研究機関（以下、単に「企業等」といいます。）の知的財産活動の実態を把握することを目的として、2002年度から知的財産活動調査を行っています。

2010年度調査におきましては、2008年に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願のいずれかが5件以上である企業等、6,480者に加え、2008年に特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願のいずれも5件未満である企業等からサンプル抽出した4,709者を対象に、（1）知的財産部門の活動状況、（2）産業財産権制度の利用状況、（3）産業財産権の実施状況、（4）知的財産権侵害に関する訴訟について、出願件数に係る調査は2009年、その他については回答者の直近の会計年度で調査を行いました。

2. 調査結果（概要）

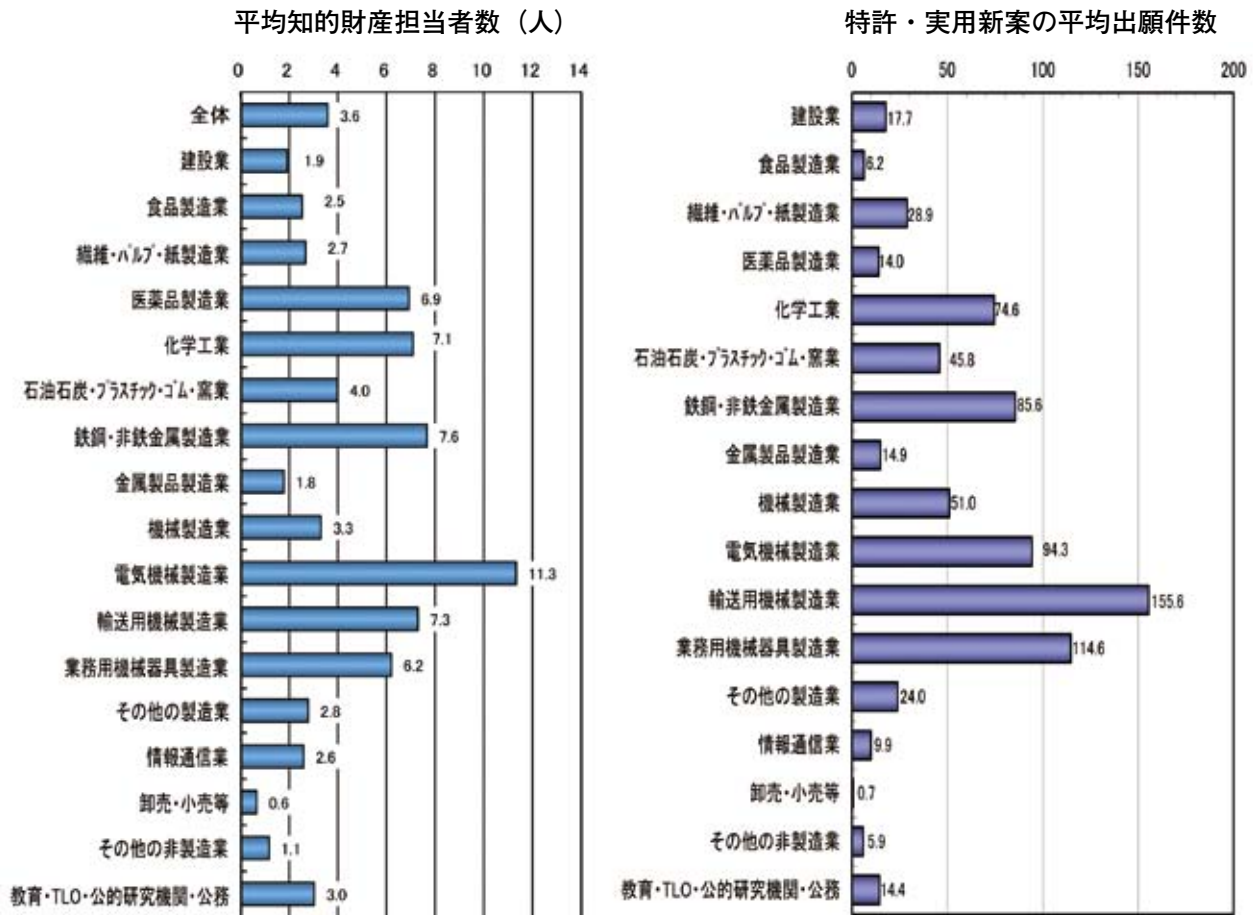
回収された調査票のうち有効標本5,034件について集計を行いました。以下に代表的な集計結果をご紹介します。

（1）業種別の知的財産担当者数及び出願件数の平均

2010年度の調査結果によると、業種別1者当たりの知的財産担当者数は図1に示すとおり、電気機械製造業が11.3人と最も多く、次いで鉄鋼・非鉄金属製造業7.6人、輸送用機械製造業7.3人となっており、全体平均3.6人を大きく上回っています。特許・実用新案の出願件数が多い業種においては、知的財産担当者数も平均より多い傾向にあります。

企業等において、産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に係る業務に従事する方のみならず、知的財産権の管理、評価、取引、実施許諾、係争に係る業務に従事する方、知的財産に関する企画、調査、教育、会計、庶務など、知的財産活動を支えるために必要な業務に従事している方も含みます。なお、本調査は、出願の実績があった企業等を対象に調査を実施しておりますため、調査の対象となっていない弁理士、弁護士等の法曹界の人材、特許庁の審査官、登録調査機関等における先行技術文献調査人材、知財法学者等の人材は含みません。係争の和解金、損害賠償費、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。

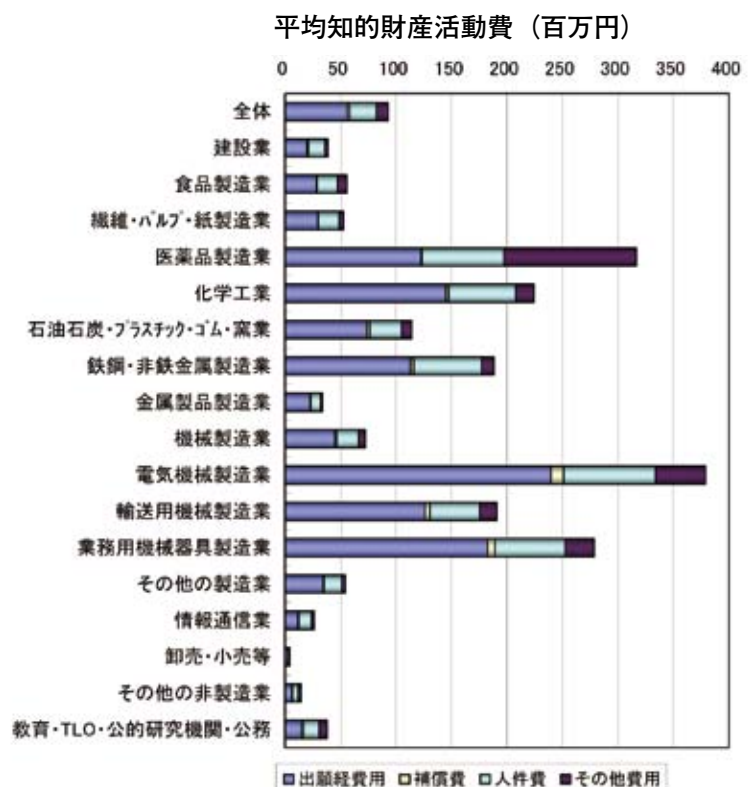
【図1 業種別の知的財産担当者数及び出願件数の平均】



(2) 我が国企業等における
知的財産活動費の現状

2009年度の我が国企業等の知的財産活動に要する費用の平均は、図2のとおりです。内訳を見ると全ての業種において、出願系費用の占める割合が最も多くなっています。

【図2 業種別の知的財産活動費(1者当たりの平均)】



係争の和解金、損害賠償費、ロイヤルティ、産業財産権の購入に要した費用は含みません。

(備考)

出願系費用：産業財産権の発掘から権利取得、権利の維持に要した費用（弁理士費用等の外注費を含む。他者からの譲受は除く。）

補償費：企業等の定める補償制度（職務発明規定等）に基づいて発明者、創作者等に支払った補償費

人件費：企業等において知的財産業務を担当する者の雇用にかかる費用の直近の会計年度総額

その他費用：上記の3分類に含まれない費用（知的財産権に係る企画、調査、教育などのその他の経費、知的財産に関する業務に必要な固定資産の減価償却費及びリース料）

3. おわりに

我が国の知的財産政策の企画立案にあたっては、企業等の知的財産活動の実態を把握するとともに政府及び企業等が共通のデータに基づき議論を深め、さらに知的財産政策の効果をデータに基づき評価することが極めて重要であると考えます。調査結果をご活用いただくとともに引き続き本調査へのご協力をお願いいたします。知的財産活動調査結果は、特許庁ウェブサイトで公開しています。

◇知的財産活動調査

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toukei/tizai_katsudou_list.htm

平成23年度電子出願説明会開催のお知らせ

独立行政法人工業所有権情報・研修館 情報提供部

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、INPIT という。）では、電子出願をこれから始めたい方を対象とした説明会を9都道府県にて開催いたします。

電子出願の概要・事前準備（電子証明書の購入など）を中心とした説明とオンライン出願のデモンストレーションを行います。

下記の開催概要をご確認のうえ、この機会にご参加ください。

■開催概要

【開催地・開催日】

開催地の詳細については募集開始と共に順次INPITサイトに掲載します。

開催地		開催日	定員
東京 1	石垣記念ホール 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 9 階	7 月 5 日(火) (満員)	100
大阪 1	I M P 会議室 大阪市中央区城見 1-3-7 松下 IMP ビル 5 階	7 月 13 日(水)	100
北海道	— 北海道札幌市	9 月 14 日(水)	50
広島	— 広島県広島市	9 月 28 日(水)	50
愛知	— 愛知県名古屋市	10 月 12 日(水)	100
福岡	— 福岡県福岡市	11 月 16 日(水)	50
東京 2	— 東京都	11 月 28 日(月)	100
香川	— 香川県高松市	12 月 14 日(水)	30
沖縄	— 沖縄県沖縄市	1 月 25 日(水)	30
宮城	— 宮城県仙台市	2 月 7 日(火)	50
大阪 2	— 大阪府大阪市	2 月 21 日(火)	50

【プログラム】 13:00～13:30 INPIT 事業紹介、IPDL の活用
13:30～16:30 電子出願の説明（オンライン出願のデモ含む）
16:30～17:00 質疑応答

講 師：INPIT 職員

テキスト：当日会場にて配布します。

【参加費】 無料

【申込方法】 各開催日の2～1.5月前から申込みを受け付けます。

平成23年6月16日現在「**大阪1**」申込受付中です。

INPIT サイトから、FAX 又はメールでお申込ください。

事前申込制のため定員になり次第締め切りますので、予めご了承ください。

【INPIT サイト】 <http://www.inpit.go.jp/pcinfo/meeting/2011fy.html>

■説明会に関する問い合わせ先

INPIT 情報提供部電子出願担当

TEL：03-3581-1101（内線2508）

特許庁ニュース

～知的財産権制度説明会(初心者向け)開催のお知らせ～

特許庁では、これから知的財産権を学びたい方、知財に興味がある方、企業等において新しく知的財産部門に配属された方など幅広い方々を対象として、特許庁の職員である産業財産権専門官が、知的財産権の概要を中心に、産業財産権関連支援策や平成23年度から設置された「知的財産支援窓口」等の地域における各種サービス等について、わかりやすくご説明いたします。

参加申込みは全日程・全会場において事前申込み制としておりますが、参加費は無料です。また、説明にて使用するテキストは、進呈いたしますのでこの機会に是非ご参加ください。

- 【開催日程】 7月～9月、
時間：13時30分～17時00分（全会場共通）
- 【開催地】 全国47都道府県
- 【講義内容】 知的財産権制度の概要（産業財産権関連支援策の概要等を含む）
※ 説明会のテキストは、当日会場受付にて配布いたします。
- 【講師】 特許庁産業財産権専門官
- 【参加費】 無料
- 【申込方法】 開催2日前までにWeb、電話、FAX、またはE-mailでお申込みください。
※ 開催2日前までに申込みが出来なかった方は、事務局までご相談ください。
- 【申込先】 平成23年度知的財産権制度説明会（初心者向け）運営事務局
(株式会社全国試験運営センター)
※ 事前申込み制のため定員になり次第締切りますので、予めご了承ください。なお、天災等の諸事情により日程が変更される場合がありますので、事前に参加申込先へご確認ください。

【お問い合わせ先】

- 説明会に関するお問い合わせ
特許庁普及支援課産業財産権専門官
TEL：03-3581-1101（内線：2340）、E-mail：PA0661@jpo.go.jp
- 各会場・参加申込み等に関するお問い合わせ
知的財産権制度説明会（初心者向け）運営事務局
TEL：03-5403-7752、E-mail：info@jpo2011.jp

産業財産権関連イベントカレンダー

その他 平成23年度知的財産権制度説明会(初心者向け)

全国各地で開催いたします。

各開催概要、お申込み要領につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/ibento/ibento2/beginner.htm>

平成23年度特許審査官端末講習会

(独)工業所有権情報・研修館では、特許庁の審査官が用いる端末と同じ機能を有する「特許審査官端末」により、未公開情報を除く国内外特許文献のサーチを快適なレスポンスで行える閲覧提供サービスを提供しています。

特許審査官端末の機能と操作方法をより多くの方にご理解いただくため、講習会を実施します。

詳細につきましては、ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.inpit.go.jp/data/topic/topic00006.html>